

I 東京都生計分析調査の概要

1 調査の概要

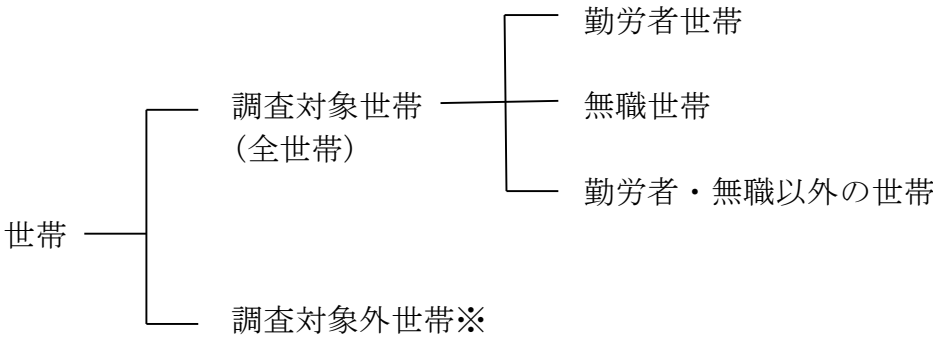
東京都生計分析調査は、都内の世帯（単身者等の世帯を除く。）を対象として家計における収支の調査を行い、収入階層、生計支出階層、世帯類型、世帯人員別などの属性を基に集計している。

この調査は、都民の暮らし向きの実態を明らかにするとともに、都行政における福祉、労働、消費者対策、その他社会経済上の各種施策を立案及び実施するための基礎資料を提供することを目的に、昭和 47 年 7 月から実施している。

2 調査世帯の区分

その世帯の生計上の主たる収入を得ている人を世帯主として、世帯主の就業状態により次のとおり分類する。

〈世帯区分〉



世帯・・・・・・・・・・住居及び生計を共にしている人の集まり

世帯主・・・・・・・・世帯の生計上の主たる収入を得ている人

勤労者世帯・・・・・・・・世帯主が会社、官公庁、学校、工場、商店などで雇われて勤めている世帯

無職世帯・・・・・・・・世帯主が無職の世帯

勤労者・無職以外の世帯・・世帯主が会社・団体の役員、自営業者、個人経営者などの世帯

※次に挙げる世帯は調査対象から除外している。

- (1) 単身者世帯
- (2) 外国人世帯
- (3) 料理飲食店、旅館又は下宿屋（寄宿舍を含む。）を営む併用住宅の世帯
- (4) 賄い付き同居人のいる世帯
- (5) 住み込みの営業上の使用人が 4 人以上いる世帯
- (6) 世帯主が長期間不在（3 か月以上）の世帯

3 調査世帯の選定

東京都生計分析調査は、標本調査であり、抽出の資料としては、令和2年国勢調査の結果を用い、単身者世帯を除く約359万世帯を対象として標本設計を行った。ただし、区部については、総務省の家計調査の結果を利用している。

(1) 標本の抽出

標本の抽出には、層化3段抽出法を用いた。第1次抽出単位として区市町村、第2次抽出単位として調査単位区（隣接する国勢調査の調査区二つで1調査単位区を構成）、第3次抽出単位として世帯を抽出する。

第1次抽出単位である区市町村は、人口規模及び一般調査区（令和2年国勢調査の調査区から、特別調査区（森林、公園、学校、大きな病院等）及び水面調査区を除いた調査区）数を基に層化して選定した。

(2) 調査単位区

調査単位区数は、区市町村の一般調査区数及び対象世帯数を基に決定した。

調査単位区の選定は、当該区市町村の令和2年国勢調査の一般調査区から、隣り合う2調査区を抽出する。

(3) 調査世帯

調査世帯数は、1調査単位区当たり6世帯として総務省の家計調査の調査世帯数540世帯を含めて、792世帯である。

調査世帯は6か月間調査し、7か月目に他の世帯と交替する。交替は調査単位区ごとに行い、全体としては、毎月約6分の1の調査単位区で交替する。

地域別調査世帯数及び抽出率

地 域	調査世帯数	家計調査	東京都生計分析調査	抽出率	調整係数
区 部	408	408	—	1/5936	1.987
市町村部	384	132	252	1/2988	1.000
計	792	540	252	—	—

調査世帯の選定は、調査員が作成する調査単位区内に居住するすべての世帯を記載した単位区世帯名簿から対象外世帯を除いて、「勤労者世帯」、「無職世帯」、「勤労者・無職以外の世帯」別に乱数表を用いて行う。「勤労者世帯」、「無職世帯」、「勤労者・無職以外の世帯」別の割当世帯数は、名簿上の比率により決定する。

4 調査方法

調査は、世帯票、家計簿及び年間収入調査票を用いて行う。

(1) 世帯票(第3号様式)の作成

世帯票は、調査世帯の世帯員及び住居等に関する事項を調査員が聞き取りにより作成する。

(2) 家計簿(第1号様式)の記入

調査世帯が6か月間家計簿を記入する。

勤労者世帯及び無職世帯については、家計上の収入及び支出を記入し、勤労者・無職以外の世帯については、家計上の支出のみを記入する。

なお、家計簿は、1か月を2期に分け、半月ごとに調査員が配付・回収する。

(3) 年間収入調査票(第2号様式)の記入

記入開始1か月目の2期に、過去1年間の税込みの収入を調査世帯が記入し、調査員が家計簿と一緒に回収する。

5 集計方法

東京都生計分析調査の結果は、東京都が実施している東京都生計分析調査（市町村部のみ）と総務省が実施している家計調査を合わせて集計している。

集計に当たっては、区部と市町村部で調査世帯の抽出率が異なるため、区部のように抽出率の低い地域が過少評価される。そのため、区部の抽出率（約 5936 分の 1）が市町村部の抽出率（約 2988 分の 1）と同じになるように調整係数を定め、区部の調査世帯ごとに調整係数を乗じて平均値を推計している。

なお、平成 30 年 1 月に家計簿（第 1 号様式）を改正し順次変更を行ったため、平成 30 年及び平成 31 年・令和元年の「対前年増加率」の値には当該改正の影響による変動が含まれ得る。

6 結果の公表

収入階層別、世帯人員別、世帯形態別、住居所有形態別、住宅ローン有無別等、多角的に集計を行い「都民のくらしむき」として公表する。

(1) 年報 調査の翌年 4 月頃 インターネット及び刊行物

(2) 月報 調査の 2 か月後の月末 インターネット

7 根拠法規

この調査は、都が行う重要な統計調査として、東京都統計調査条例（昭和 32 年東京都条例第 15 号）及び東京都統計調査条例に基づく都指定統計調査の指定等に関する規則（平成 3 年東京都規則第 25 号）の規定に基づき、都指定統計（指定統計調査第 2 号）に指定されている。

8 調査の沿革

昭和 21 年 4 月、28 都市について「緊急都市家計調査」が物価庁により実施されたが、その内容は、勤労者について行われる「都市家計調査」のほか「農家家計調査」及び「農家生計費調査」の 3 種に分かれ、そのうち「都市家計調査」は労働省に移管されたが、昭和 23 年 3 月、この調査は、各都市の実情に即して実施することが適当であるとの要望に応じて、国の事業としては中止された。以後、各都府県市

においては、それぞれ独自の家計調査を実施していた。

都はこれを受け継ぎ、昭和 23 年 4 月「東京都家計調査」として発足し、世帯主年齢 30～45 歳、世帯人員 3～6 人の勤労者世帯 200 を調査し毎月公表してきた。昭和 27 年 4 月より、調査対象を 400 に倍化し（区部）、また、標準農家世帯 100（郡部）をも調査したが、昭和 28 年 4 月に、調査対象の適格要件を、世帯主年齢 28～40 歳、世帯人員 4～5 人へと変更し「東京都標準世帯家計調査」と改称した。その後、耐久消費財調査の併行（昭和 28 年 10 月）、農家調査の廃止（昭和 30 年 4 月）などを経て昭和 39 年 1 月に至り、世帯細分化の傾向に応じ（昭和 35 年国勢調査）、調査対象の要件を変更して、世帯主年齢 31～45 歳（子供 1 人、2 人の場合の妻の平均年齢に結婚差年齢を加えて夫の年齢を算出）、世帯人員 3～5 人とし「東京都生計調査」と改称した（区部 430、市町村部 70）。

昭和 39 年 12 月より、勤労者世帯の生活実態を総合的にとらえる「特別調査」（年 1 回）を併行して実施した。

しかし、昭和 46 年 10 月に決定された東京都生計関連指標作成方針に基づき、これまでの調査は昭和 47 年 3 月で打ち切り、同年 7 月から「東京都生計分析調査」と改称し、468 世帯を調査し、これに総務省の家計調査分 528 世帯を加えて、996 世帯（区部 636、市部 348、町村部 12）を集計分析することになった。その後、昭和 53 年、家計調査の区部で 12 世帯削減され、家計調査の 516 世帯を含め 984 世帯（区部 624、市部 360）とした。

平成 15 年から、東京都生計分析調査の区部で 192 世帯を削減し、家計調査の 516 世帯を含め 792 世帯（区部 408、市部 384）とした。平成 20 年からは、東京都生計分析調査の市部で 24 世帯を削減し、家計調査の 540 世帯を含め 792 世帯（区部 408、市部 384）とした。

平成 31 年 1 月からは、調査対象世帯に農林漁家世帯を含めている。

9 調査結果の利用状況

- （１）上下水道料金の分析
- （２）東京の産業・雇用就業統計の基礎資料
- （３）都民経済計算、産業連関表作成の基礎資料
- （４）住宅政策の基礎資料
- （５）賃金基準の算定資料
- （６）区・市統計資料作成の参考資料